

総合運動公園(多目的スポーツ施設)

場所よりも、どんな施設をいくらかで造るかが問題です

6月議会の総括質疑で、総合運動公園の建設問題について取り上げました。

戸野目古新田か

飯地区かではなく

この総合運動公園は、宮越前市長が建設地を「戸野目古新田地区から飯地区に移す」としましたが、木浦市政にかわって再び「戸野目古新田地区に」と変換したことから、「どちらがいいか」という議論が中心のようになっていきます。

私は総括質疑で、「場所の前に、どんな施設をどの位の費用をかけて造るのが問題だ」と指摘しました。

土地・施設合わせて

75億円もの負担

「どの位の費用か」ということになかなか答えませんでした。「腹づもりもなく設計委託するのか」と迫り、ようやく、「上越市の負担は、土地42億円、施設33億円」との答弁を引き出しました。合わせて75億円もの負担です。

福祉・教育などに

しわよせが

そもそも上越市はいま「財政難」で財政再建の途上にあります。75億円ものお金の出所がありません。

結局、福祉や教育などにしわ寄せされることになりそうです。

県の施設以外

何をつくるか不明

「どんな施設を造るのか」との質問には、最後まで答えられませんでした。県営のドーム型競技場と2巡目国体に向けてのテニスコート以外はまったく不明なのです。

24ヘクタルの用地だが

総務常任委員会の審議でさらに追及しました。

戸野目古新田の用地は約24ヘクタで、400m×600mのほぼ長方形です。この真ん中に、県立多目的スポーツ施設4.5ヘクタ、テニスコート約5.5ヘクタを造ると、あとは周辺部しか残りません。

この周辺整備に33億円も使うということになります。「基本のところでおかしいのではないか。基本計画を公表し、その後に基本設計に入るべきだ。」と主張しました。

既存の競技場等は

どうするのか

現在、本城町に陸上競技場、野球場、テニスコートなどがあります。総合運動公園を造った後、取り壊してしまうのか、継続して使用するのか、これも大問題です。ただ、「造ればいい」というわけには行きません。

維持費もかかります

昨年のサッカーのワールドカップ多くの人たちが楽しみました。しかし今、その競技場の維持管理でどの自治体も苦労していることが、報道されています。二の舞になる可能性があります。があります。



日本共産党上越市議会議員杉本敏宏の

市政レポート

2003年6月29日 42
発行 杉本敏宏事務所
上越市東本町5丁目1番38号
TEL 025(524)3787 FAX 025(524)3832

日本共産党大会 綱領改定案を公表

6月21日、日本共産党第7回中央委員会総会(7中総)が開かれ、綱領改定案が提案されました。

不破議長の提案説明を聞いて感じたことは、現綱領の一つひとつの命題を「科学の目」で見直し、分析的に解明した結果、大胆に改めたということです。「難しい内容を解りやすい言葉で言い表す」という難題にも挑戦しています。ご一読を。

オンブズパーソン制度導入

6月議会に、「オンブズパーソン制度」が提案され、10月からの導入が決まりました。制度の概要などをお知らせします。

「市民オンブズマン」とは 似て非なるもの

新潟市でも「市民オンブズマン」が活躍していることが、時々報道されます。「市民オンブズマン」は、弁護士などが住民の立場から行政の問題、特に財政のムダ使いなどを告発し、場合によっては裁判に持ち込んだりするために結成した純粋に民間の組織です。

オンブズマン(パーソン)制度は、行政の一機構ですから、似て非なるものです。

じゃあ「オンブズパーソン」って何？

オンブズパーソン制度は、行政が抱える様々な問題を自ら解決するために、それらの問題点を抽出し、その改善案を提起するための独立した行政組織です。

この改善提案を受けた行政組織が、その改善を実行します。

オンブズパーソンが対応した諸問題は、すべて情報公開されます。



「苦情処理」も業務の一つ

行政に対する諸問題は、住民や行政内部の職員から寄せられることでもあります。こうした「苦情処理」もオンブズパーソンの業務の一つとされています。

市民にどんなかわりが

市民の側からしますと、行政に対する苦情はこれまでどこに持っていかばいいのか、よくわかりませんでした。

した。

平たく言えば、その苦情処理の窓口ができたということです。オンブズパーソンの事務所は、市民プラザ内に置かれる予定です。

「市政の監視」は議会の権能を制限しないか

市政の監視は、議会の重要な権能の一つです。「競合しないか」との質疑に「制限することにはならない」との答弁でした。

私は同じように、「住民投票は議会制民主主義と相容れない」ことはないと思いますが、ニセクもオンブズパーソンの職務の対象になります。

「政治的利用」と「政党役員排除」の問題

「オンブズパーソンは、その地位又はその職務の遂行を政党、政治的目的のために利用してはならない。」ということや、兼職が禁止される者に「政党その他の政治団体の役員」と



いうことが、オンブズマン制度を導入した自治体の条例にはどこでも「当然のこと」のように明記されています。

上越市の条例にもこのことが明記されていますが、何が政治的利用なのか、政党役員とはどのレベルの役員なのかは、条例にはかかれていません。

私は、「思想信条の自由に関わる」要綱が規則で定めるべきで、議会に提示せよ。」と要求したところ、総務常任委員会に提示されました。

条例提案のあり方

私は、「条例の施行に必要な要綱や規則も同時に提示されないと、詳細がわからず十分な審議ができません。」と強く要求しました。

重要な条例(制度)の導入にあたっては、「こんな内容の条例を作りたいんだが。」という、行政から議会への打診が必要ではないかと思えます。

「議会と行政は車の両輪」ですし、行政の提案がベストとは限りません。条例提案前ならば、議会側の意向を反映することもできます。

